



社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎0768-26-1661 FAX0768-26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

事業内容 特別養護老人ホーム、短期入所、訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護支援、通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所型サービス A、通所型サービス C、配食サービス、地域支援

社会福祉法人 石川県福祉会 2111 あづまビル 社会福祉法人 石川県福祉会 2111 あづまビル



マスク着用中



■「しせつの窓口」営業再開

2月下旬から営業を中止していました「しせつの窓口」を7月13日(月曜日)から再開しました。

コロナ禍での再開ですので、以下の点について注意して行います。

- ・相談対応する職員はマスク着用で対応させていただきます
- ・相談される方もマスク着用をお願いします
- ・飛沫対策のためパーテーションを使用しております
- ・相談対応時間は20分以内といたします



ショッピングセンター ファミィ内にて無料相談を行っております

■以下の方は、ご利用をご遠慮ください

- ・発熱している
- ・過去2週間以内に熱があった
- ・だるい
- ・気持ち悪い
- ・吐き気がある
- ・過去1週間以内に嘔吐した
- ・のどが痛い
- ・下痢をしている
- ・くしゃみ、鼻水がある
- ・目が赤い、または結膜炎がある
- ・1か月以内に始まった咳がある
- ・1か月以内に始まった味の感じにくさがある
- ・同居している人が発熱している

ご協力いただいている法人等

社会福祉法人輪島市社会福祉協議会、社会福祉法人寿福祉会、
 社会福祉法人門前町福祉会、社会福祉法人町野福祉会
 有限会社COM、社会福祉法人弘和会、公益社団法人石川県勤労者医療協会
 社会福祉法人白字会、社会福祉法人健悠福祉会、社会福祉法人佛子園
 日本調剤株式会社

「しせつの窓口」での対応の他、「施設及び事業所等」の利用したいサービスがありましたら、直接施設及び事業所等に電話でお問い合わせ下さい。以下のサービスを提供しています。

介護サービス部門

居宅介護支援、定期巡回・随時訪問型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

障害サービス部門

児童発達支援センター・障害児通所支援事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、グループホーム、短期入所、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護、一般相談・特定相談・障害児相談支援事業所

児童福祉サービス部門

保育所、地域子育て支援拠点事業実施施設、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所

■「新しい生活様式」に合わせた面会方法について

① ご面会について(ご協力依頼)

事前に施設に連絡ください。

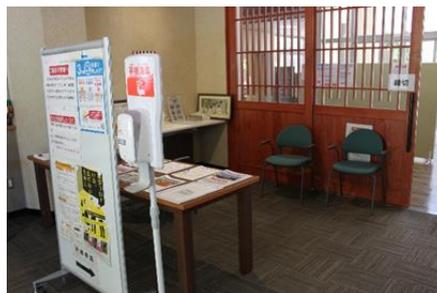
面会は2名までで指定の場所で行います。

面会時間は 10:30~11:30

15:30~16:30

の間でお願いします。

1回の面会時間は 20分を目安としております。



(※正面玄関前室)

①-1 面会前に

手指消毒、体温測定、面会者氏名及び面会者の連絡先を記入していただきます。

(積極的疫学調査への協力をお願いします。)

①-2 面会者健康チェックシートの確認

面会者健康
チェックシート

ひとつでも該当があればご面会をご遠慮ください

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1ヶ月以内に始まった咳がある
- 1ヶ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1ヶ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

施設内にコロナ感染者が発生した場合は、石川県・輪島市と連携を図り対応いたします。その場合には、面会制限となり、面会ができない状態になりますのでご理解の程よろしく願います。

② 今後の面会の方法について

8月31日までは、①で行われている特定の面会場所にて面会を行います。

9月1日~11月30日(※)の期間については、居室での面会を可能にしていきたいと考えております。

ただし、(※)の期間についても①、①-1、①-2については感染防止取り組みとして実施します。



←■12月1日~3月31日までの期間については、インフルエンザ感染、コロナ感染の第2波の心配もありますので、面会場所を限定して実施する予定です。面会場所は、正面玄関で面会をしてもらう予定です。

■面会時の「食品の差し入れ」について

「食品の差し入れ」についてご協力をお願いします。

全国老人福祉施設協議会より、「写真のような物品や、パッケージされた袋菓子商品などは十分に消毒して受け入れることも検討可能ですが、食品については消毒が困難であり、また施設内で感染が生じた場合の感染経路を不明確にすることにもつながることから、その旨を丁寧にご説明頂き、ご家族には事情をご理解頂いたうえでお断りするのが適切な対応だと考えます。差し入れをお断りしていることを事前に周知しておくことはトラブル防止の一助になると思われまます。」との指摘もありますので、面会時において食品の差し入れについてはご遠慮をお願いします。

■「新しい生活様式」に合わせた施設内の活動について

国から示されたイベントの開催制限の段階的緩和に合わせて(※2月下旬よりクラブ活動や行事は中止)、8月1日から、行事やクラブ活動の再開にも取り組んでいきます。

クラブ活動	行事
<p>入居者間の間隔をあげ、密集した空間にならないように取り組みます。</p> <p>生け花(月1回) 書道(月1回) 懐メロ(月1回) 買物(月2回) 俳句(月1回) など</p> <p>ボランティアについては、手指消毒と体温測定し、受け入れします。</p>	<p>入居者間の間隔をあげ、密集した空間にならないように取り組みます。</p> <p>ご家族の方以外は、極力行事に参加できないようにします。 行事に参加する場合は、積極的疫学調査に協力をいただきます。</p> <p>■今後予定する行事について 物故者法要(7月) 敬老会(9月) 運動会(10月) 作品展覧会(11月) クリスマス(12月) 年忘れの会(12月) 新年の会(1月) 節分(2月) ひなまつり(3月) など</p> <p>※現在のところ、入居者の方を対象にした外出支援(バス遠足やドライブ、買物支援など)については見合わせることにしております。</p>

防災関係の訓練について

防災関係の訓練については、規模を縮小して毎月実施しております。

非常連絡網

初期消火、屋内消火栓放水訓練

地震対応訓練

停電・断水対応訓練

日中総合防火訓練 など

夜間想定総合防火訓練について、9月に実施する予定です。

その他(継続して実施しているサービス)

嘱託医による施設内診療(毎週水曜日 午後1時30分～) 宮下医師

協力歯科医師・歯科衛生士による訪問歯科診療(月2～3回) 廣江歯科医師

理学療法士によるリハビリ巡回指導(月2回) 水上PT

鍼灸針マッサージ師による針治療(月4回) 山崎鍼灸針マッサージ師

入居者への理美容(月4回) タカ美容室、智美容室

■「入居者」の「外出・外泊」に関する件について

周囲のコロナウイルスの感染症の流行状況にもよりますが、外部へ連れて行くのはかなりの注意が必要と思います。

入居者への感染が心配されますので、不要不急の外出や外泊はご遠慮ください。ただし、やむを得ない外出や外泊については、事前に施設の方にご連絡ください。

職員募集

(令和3年4月1日採用含む)

高齢化率40%を超えた地域の高齢者を支えるために……

働きながら資格を取得するための助成制度や研修制度もあります

正職員について	<p>●年齢は65歳未満 ●学歴は不問 ●採用時期は随時</p> <p>介護職員(無資格でも応募可能)……………3名募集 機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士)……………2名募集 看護職員(看護師又は准看護師)……………2名募集</p>
臨時職員について	<p>●年齢は不問 ●学歴は不問 ●採用時期は随時</p> <p>●勤務時間については相談に応じます</p> <p>介護職員(登録ヘルパーも含む)(無資格でも応募可能)…4名募集 作業職員(介護周辺業務を担う介護助手)……………2名募集 機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士)……………2名募集 看護職員(看護師又は准看護師)……………2名募集</p>

新型コロナウイルス感染症に伴う特例扱いについて

新型コロナウイルス感染が拡大する中で、介護現場では最大限の感染予防措置の取り組みを進めていただいておりますが、デイサービスやショートステイにおいては、利用者への安全を第一に考えた利用抑制などを含む厳しい感染予防の取り組みをしていただいております。

その結果、このたび、厚生労働省より、デイサービスやショートステイについて介護報酬において特例的な算定を認めることとした旨が、6月1日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(介護保険最新情報 Vol.842)によって示されました。

内容は以下のとおりです。

■ デイサービス 時間ごとの区分について2ランク上の区分を適用

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い																					
I. 通所系サービス																					
通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。)が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。																					
例) 通所介護(通常規模型・要介護3)の場合 ○ 報酬区分を、「2時間以上3時間未満」～「4時間以上～5時間未満」のA群、「5時間以上～6時間未満」～「延長時(13時間以上14時間未満)」のB群に2分。																					
A群	<table border="1"> <tr><th>居宅サービス計画上の報酬区分</th><th>単位数</th></tr> <tr><td>2時間以上3時間未満</td><td>347単位</td></tr> <tr><td>3時間以上4時間未満</td><td>472単位</td></tr> <tr><td>4時間以上5時間未満</td><td>495単位</td></tr> </table>	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数	2時間以上3時間未満	347単位	3時間以上4時間未満	472単位	4時間以上5時間未満	495単位												
居宅サービス計画上の報酬区分	単位数																				
2時間以上3時間未満	347単位																				
3時間以上4時間未満	472単位																				
4時間以上5時間未満	495単位																				
→ サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。																					
B群	<table border="1"> <tr><th>居宅サービス計画上の報酬区分</th><th>単位数</th></tr> <tr><td>5時間以上6時間未満</td><td>765単位</td></tr> <tr><td>6時間以上7時間未満</td><td>784単位</td></tr> <tr><td>7時間以上8時間未満</td><td>887単位</td></tr> <tr><td>8時間以上9時間未満</td><td>902単位</td></tr> <tr><td>延長加算(9時間以上10時間未満)</td><td>952単位</td></tr> <tr><td>延長加算(10時間以上11時間未満)</td><td>1,002単位</td></tr> <tr><td>延長加算(11時間以上12時間未満)</td><td>1,052単位</td></tr> <tr><td>延長加算(12時間以上13時間未満)</td><td>1,102単位</td></tr> <tr><td>延長加算(13時間以上14時間未満)</td><td>1,152単位</td></tr> </table>	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数	5時間以上6時間未満	765単位	6時間以上7時間未満	784単位	7時間以上8時間未満	887単位	8時間以上9時間未満	902単位	延長加算(9時間以上10時間未満)	952単位	延長加算(10時間以上11時間未満)	1,002単位	延長加算(11時間以上12時間未満)	1,052単位	延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位	延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位
居宅サービス計画上の報酬区分	単位数																				
5時間以上6時間未満	765単位																				
6時間以上7時間未満	784単位																				
7時間以上8時間未満	887単位																				
8時間以上9時間未満	902単位																				
延長加算(9時間以上10時間未満)	952単位																				
延長加算(10時間以上11時間未満)	1,002単位																				
延長加算(11時間以上12時間未満)	1,052単位																				
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位																				
延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位																				
→ 1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。																					
<small>※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各サービス提供回数算定基礎として算定を行う。 ※ 訪問によるサービス提供(居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合)、電話による安否確認(利用者の意向を踏まえ、上乗せ、着衣の食事の内容や方、着衣の状況、着衣の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合)は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まない。</small>																					

通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)が提供するサービスにおいては、一定のルールに基づき算出された回数分について、実際に提供したサービス時間区分よりも2ランク上の区分に対応した報酬を算定する取扱いが可能となります。

デイ・ショート算定方法の図(出典:厚生労働省)

■ ショートステイ 緊急短期入所受入加算を算定可能に

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い	
II. 短期入所系サービス	
○ 短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数(端数切上げ)の日数分につき、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。	
○ なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間は(短期入所生活介護)に限り、利用者の日常生活上の世話を家族の疾病等やを得ない事情がある場合は14日を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残日数を3で除した日数(端数切上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。	
例) 短期入所生活介護の場合	
(例1) 短期入所生活介護、単独型 (I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が10日、加算取得なしの場合 → 1月のサービス提供日数10日÷3≒4日であるため、4日間緊急短期入所受入加算を算定可能。	
基本報酬 (10日分)	緊急短期入所受入加算 (4日分)
+	+
7,650単位	360単位
= 合計 8,010単位	
(例2) 短期入所生活介護、単独型 (I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が25日、加算取得なし、緊急受入を行った場合 ① 利用者の日常生活上の世話を家族の疾病等やを得ない事情がある場合 → 短期入所生活介護を行った日から起算して7日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。 → 残日数(18日)を3で除した日数は6日であるため、通常どおり算定した日数(7日)と合計して13日分算定が可能。	
基本報酬 (25日分)	緊急短期入所受入加算 (13日分)
+	+
19,125単位	1,170単位
= 合計 20,295単位	
② 利用者の日常生活上の世話を家族の疾病等やを得ない事情がある場合 → 短期入所生活介護を行った日から起算して14日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。 → 残日数(11日)を3で除した日数は4日であるが、すでに通常どおり算定した日数(7日)と合計が14日であるため、追加算定は不可。	
基本報酬 (25日分)	緊急短期入所受入加算 (14日分)
+	+
19,125単位	1,260単位
= 合計 20,385単位	

短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)においては、一定のルールに基づき算出された日数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いが可能となります。

デイ・ショート算定方法の図(出典:厚生労働省)